

○ 港湾法（昭和二十五年五月三十一日法律第二百十八号）（抄）

（港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針）

第三条の二 国土交通大臣は、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項
- 二 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的事項
- 三 開発保全航路の配置その他開発に関する基本的事項
- 四 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的事項
- 五 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的事項
- 六 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的事項
- 七 民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的事項

3 基本方針は、交通体系の整備、国土の適正な利用及び均衡ある発展並びに国民の福祉の向上のため果たすべき港湾及び開発保全航路の役割を考慮するとともに、国際観光の振興のため果たすべき港湾及び開発保全航路の役割に配慮して定めるものとする。

4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、交通政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 港湾管理者は、基本方針に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。

6 国土交通大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（港湾計画）

第三条の三 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画（以下「港湾計画」という。）を

定めなければならない。

2 港湾計画は、基本方針に適合し、かつ、港湾の取扱可能貨物量その他の能力に関する事項、港湾の能力に応ずる港湾施設の規模及び配置に関する事項、港湾の環境の整備及び保全に関する事項、港湾の効率的な運営に関する事項その他の基本的事項に関する国土交通省令で定める基準に適合したものでなければならない。

3 5 9 （略）

（特定利用推進計画）

第五十条の六 特定貨物輸入拠点港湾の港湾管理者（以下「特定港湾管理者」という。）は、当該特定貨物輸入拠点港湾について、輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する特定貨物輸入拠点港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（以下「特定利用推進計画」という。）を作成することができる。

2 5 3 （略）

4 特定利用推進計画は、基本方針に適合したものでなければならない。

5 5 11 （略）

（国際旅客船拠点形成計画）

第五十条の十六 国際旅客船拠点形成港湾の港湾管理者（以下「国際旅客船港湾管理者」という。）は、当該国際旅客船拠点形成港湾について、国際旅客船取扱埠頭を中核として官民の連携による国際旅客船の受入れの促進を図ることにより国際旅客船の寄港の拠点を形成するための計画（以下「国際旅客船拠点形成計画」という。）を作成することができる。

2 5 3 （略）

4 国際旅客船拠点形成計画は、基本方針に適合したものでなければならない。

5 5 9 （略）

（傍線部分は基本方針の役割や定める手続に係る部分。）